

## 佐賀県交通安全キャラクター利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、佐賀県交通安全キャラクター（以下「キャラクター」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターに関する権限)

第2条 キャラクターに関する一切の権限は、佐賀県（以下「県」という。）に属する。

### (利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者は、あらかじめ利用許諾申請書（様式第1号）に関係書類を添えて県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 都道府県、市町村等の地方公共団体が利用する場合
  - (2) 報道機関が報道及び広報の目的で利用する場合
  - (3) 県が後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物の作成に利用する場合
  - (4) 佐賀県内の学校等が教育の目的で利用する場合
- 2 何人も営利を目的とせず、個人的に又は家庭内その他限られた範囲内においてキャラクターを利用する場合は、自由に利用することができる。

### (利用の承認)

第4条 県は前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには、利用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 県は前項の規定によるキャラクターの利用を承認する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

### (利用の不承認)

第5条 県は次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの利用を承認しないものとする。

- (1) 利用申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であると認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
- (4) 不当な利益を得るために利用すると認められる場合
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
- (6) 県の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合

- (7) その他、県が利用について不相当であると認めた場合
- 2 前項の規定によりキャラクターの利用を承認しない場合は利用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（利用料）

第6条 利用料については徴収しない。

（利用上の遵守事項）

第7条 キャラクターの利用承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用に際しては次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 指示された色、形状等を正しく利用すること
- (2) 利用承認を受けた目的及び用途にのみ利用すること
- (3) 承認に係る物件の完成見本を速やかに県に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと

（承認内容の変更申請）

第8条 利用者が、利用承認の内容について、追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ利用追加（変更）申請書（様式第4号）を県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項に規定する利用追加（変更）申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには、利用追加（変更）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（利用承認の取消）

第9条 県は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの利用承認を取り消すものとする。

- (1) 第5条第1項の規定に該当又は第7条の規定に違反していると認めた場合
- (2) 利用承認に付した条件に違反していると認めた場合
- (3) 偽りその他不正の手段により利用承認を受けたと認めた場合
- (4) その他、佐賀県が特に必要と認めた場合

2 県は、前項の規定により利用承認を取り消すときには、利用承認取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 前2項の規定によるキャラクターの利用許可の取消により利用者に生じた損害については、県はその責めを負わない。

4 第1項の規定により利用承認を取り消された者は、当該利用物件を直ちに廃止しなければならない。

（損害賠償）

第10条 前条第1項に該当する場合において、これにより県に損害が生じたときは、その損害の賠償を利用者へ請求するものとする。

(経費等の負担)

第11条 県は、利用者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、佐賀県県民環境部くらしの安全安心課が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附則

1 この規程は、平成30年8月28日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 佐賀県交通安全キャラクター利用許諾申請書

年 月 日

佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課長 様

私（私を代表者とする法人・団体）は、交通安全キャラクターを利用したいので、「佐賀県交通安全キャラクター利用規程」に定める内容を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

○申請者

住 所	〒
法人／団体名	
申請者氏名 法人／団体の代表者職・氏名	印

○利用申請の対象物及び利用期間

利用申請の対象物の名称（商品名等）					
利用申請の対象物の種別	<input type="checkbox"/> 商品への利用（食品以外） <input type="checkbox"/> 商品への利用（食品） <input type="checkbox"/> 商品以外への利用（広告、看板、販促グッズ、配布物等）				
利用申請の対象物の概要	サイズ		製造予定 個数		予定価格 (税込単価)
利用予定期間	年 月 日		～	年 月 日	
販売又は利用場所					

○担当者連絡先（本申請又は各種調査に係る窓口）

所属部署名		職・氏名	
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

※暴力団の排除に係る誓約書、企画書、見本等（イラストの利用状況がわかる写真、印刷等）を添付してください。

第3条に定める関係書類

暴力団の排除に係る誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 \_\_\_\_\_

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

様式第2号（第4条関係）

## 佐賀県交通安全キャラクター利用承認通知書

くらし第 号  
年 月 日

（申請者） 様

佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課長

年 月 日付で申請のありました佐賀県交通安全キャラクター利用について、承認します。

なお、利用にあたっては下記の点に留意してください。

### 記

- (1) キャラクターに関する一切の権限は佐賀県に属します。
- (2) 利用に関する権利を他人に譲渡することはできません。
- (3) キャラクターを、承認を受けた物件のデザインとして利用することができるほか、当該物件を紹介するチラシ、パンフレット、ポスター、看板等に表示することができます。
- (4) 承認に係る物件の完成見本を速やかに佐賀県に提出してください。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができます。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできません。
- (6) キャラクター利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、佐賀県は一切の責任を負いません。
- (7) 利用に際しては、表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (8) 利用に際しては、佐賀県交通安全キャラクター利用規程を遵守してください。

様式第3号（第5条関係）

## 佐賀県交通安全キャラクター利用不承認通知書

くらし第 号  
年 月 日

（申請者） 様

佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課長

年 月 日付けで申請のありました佐賀県交通安全キャラクター利用については、下記の理由のとおり承認できません。

### 記

該当事項	不承認理由
	利用申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であると認められるため。
	法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想、宗教の活動に利用、又はそのおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために利用すると認められるため。
	自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあると認められるため。
	佐賀県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	その他佐賀県が利用について不適當であると認めたため。 理由 【 】

様式第4号（第8条関係）

## 佐賀県交通安全キャラクター 利用追加（変更）申請書

年 月 日

佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課長 様

私（私を代表者とする法人・団体）が利用許諾を受けました利用許諾対象物等につきまして、下記のとおり追加（変更）を行いたいので申請します。

### 記

#### ○申請者

住 所	〒
法人／団体名	
申請者氏名 法人／団体の代表者職・氏名	印

#### ○許諾通知日・番号

年 月 日	くらし第 号
-------	--------

#### ○変更した部分

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 商品名（変更なしの場合も記入） <input type="checkbox"/> サイズ <input type="checkbox"/> 製造予定個数 <input type="checkbox"/> 販売予定価格 <input type="checkbox"/> 販売等場所 <input type="checkbox"/> その他		

#### ○担当者連絡先（本申請又は各種調査に係る窓口）

所属部署名		職・氏名	
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5号（第8条関係）

## 佐賀県交通安全キャラクター利用追加（変更）承認通知書

くらし第 号  
年 月 日

（申請者） 様

佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課長

年 月 日付けで申請のありました佐賀県交通安全キャラクター利用追加（変更）について、承認します。

なお、利用にあたっては下記の点に留意してください。

### 記

- (1) キャラクターに関する一切の権限は佐賀県に属します。
- (2) 利用に関する権利を他人に譲渡することはできません。
- (3) キャラクターを、承認を受けた物件のデザインとして利用することができるほか、当該物件を紹介するチラシ、パンフレット、ポスター、看板等に表示することができます。
- (4) 承認に係る物件の完成見本を速やかに佐賀県に提出してください。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができます。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできません。
- (6) キャラクター利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、佐賀県は一切の責任を負いません。
- (7) 利用に際しては、表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (8) 利用に際しては、佐賀県交通安全キャラクター利用規程を遵守してください。

様式第6号（第9条関係）

## 佐賀県交通安全キャラクター利用承認取消通知書

くらし第 号  
年 月 日

（申請者） 様

佐賀県県民環境部  
くらしの安全安心課長

年 月 日付けくらし第 号で承認した佐賀県交通安全キャラクター利用については、下記の理由のとおり承認を取り消します。

### 記

該当事項	承認取消理由
	利用申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であると認められるため。
	法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想、宗教の活動に利用、又はそのおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために利用すると認められるため。
	自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあると認められるため。
	佐賀県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	指示された色、形状等を正しく使用していないため。
	利用承認を受けた目的及び用途以外に利用しているため。
	物件の完成見本を速やかに佐賀県に提出していないため。
	偽りその他不正の手段により利用承認を受けたと認められるため。
	その他佐賀県が利用について不適當であると認めたため。 理由 【 】